

平成26年6月9日  
文 部 科 学 省

**審査メモで示された論点（3（2）～（5），4，5，6  
及びⅡ）に対する回答（幼保連携型認定こども園以外）**

**I 計画の変更**

**3 調査事項の変更**

**（2）学校調査票（大学）学部学生内訳票（様式第8号）**

ア 年齢別入学者数の追加等

（論点）

①「入学時年齢別入学者数」の年齢区分について、18歳から29歳までは各歳別、30歳から60歳までは5歳階級別等で問題はないか。

②今回削除される「高等学校卒業年度別入学志願者数」に関する調査結果は、従前どのように利用されていたのか。今回の削除により把握されなくなるが問題はないか。

（回答）

①短期大学、大学学部における多種多様な年齢層の者が入学している実態をも把握するための調査項目であり、既に調査を行っている大学院学生については、修士課程に30歳を超えて入学する者は入学者数の9%程度となっているため、30歳以上については5歳階級別で問題ない。

なお、既に平成12年度から年齢別入学者数の調査を行っている大学院学生内訳票の年齢別入学者数欄の年齢区分と同様としている。

（参考）

区分	17歳以下	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	61歳以上
大学(学部) 短期大学																				
区分					21歳以下	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	61歳以上
大学院																				

②「高等学校卒業年度別入学志願者数」の調査結果については、大学入試制度改革の基礎資料として活用してきたところである。

社会人の学び直しをも把握するための今回の変更により、高等学校卒業年度別入学者数について年齢別入学者数に変更することから、入学志願者数のみ高校卒業年度別に調査を行っても入学者数との比較分析に活用できない。

このため、調査客体の負担増大を避けるための見直しを行い、関係学科別に入学志願者数を調査することとし、関係学科ごとに入学者数との比較分析をすることによって、大学入試制度改革の基礎資料としても、これまで以上に有用なデータが得られるものである。

## イ 留学生の入学者数の追加

### (論点)

- ①外国人留学生の中には、3か月から半年程度までの短期留学のケースもあり、一時点の調査では実態を十分に把握することができないのではないか。
- ②諸外国の大学等では9月入学が通常であることから、外国人留学生も9月入学が多いため、調査事項の設計に工夫が必要ではないか。

### (回答)

①短期外国人留学生の数については、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「外国人留学生短期受入れ状況調査」にて、当該年5月2日から翌年4月30日のまでに受け入れた外国人留学生（1か月未満、1か月以上3か月未満、3か月以上6か月未満、6か月以上1年未満）を調査し、毎年度公表されている。よって、当該調査の結果と学校基本調査の結果（外国人学生）から、1年間に受け入れた全留学生の人数が把握できることとなる。

このため、現時点では、学校基本調査において把握する必要性はない。

②御指摘のとおり、諸外国では9月入学が多いものの、9月入学以外の国も多数あり、日本に留学（入国）する時期も9月に限らず、1年を通じて留学生を受け入れている。

このため、1年間に複数回に渡って調査を実施した場合、調査客体への負担が大幅に増えることから、現時点では、他の調査票との整合性を図り、5月1日時点での入学者数を把握したい。

## (3) 学校経費調査票A（様式第22号）

### ア 学校独自の収入の選択肢の追加

#### (論点)

- ①当該追加により把握される地方公共団体からの寄付収入に関する実態については、公教育費の国と地方の負担割合の算出に活用することのだが、当該算出の目的は何か。
- ②当該算出は、地方教育費調査（文部科学省所管の一般統計調査）などの寄付金の支出側（地方公共団体）からの情報を用いることで可能ではないか。

### (回答)

①国立大学法人経費における地方公共団体からの寄付収入を把握することによって、国と地方のそれぞれの負担額について、より明確に把握することができるようになる。

これにより、OECDによる公財政教育支出の国際比較など各種調査等に活用することができ、我が国の教育費における実態がより明らかとなるため、今後の教育施策上の重要な基礎資料になるものである。

②御指摘の地方教育費調査の調査対象には、大学が含まれていないため、当該調査からの情報を用いることはできない。

## イ 公立学校の補助金の内訳区分の追加

(論点)

- ① 当該追加により把握される市町村からの補助金収入に関する実態については、公教育費の国と地方の負担割合の算出に活用することのだが、当該算出の目的は何か。
- ② 当該算出への活用ということであれば、内訳区分として「市町村」を追加するのではなく、既存の内訳区分である「都道府県」を「都道府県・市町村」又は「地方公共団体」に変更すれば良いのではないか。
- ③ 当該算出は、地方教育費調査（文部科学省所管の一般統計調査）など補助金の支出側（地方公共団体）からの情報を用いることで可能ではないか。

(回答)

①公立大学の補助金について、国、都道府県のほか「市町村」からの補助金を把握することによって、地方公共団体からの教育費の総額及び都道府県・市町村別の教育費負担額について、より詳細に把握することができるようになる。

これにより、OECDによる公財政教育支出の国際比較など各種調査等に活用することができるようになり、公財政教育費における都道府県と市町村の負担額の実態が明らかになるため、公財政教育支出の比較分析等を行う上での基礎資料になるものである。

②公立大学は、都道府県又は市町村が設置しており、設置者によって、公立大学への補助金の支援状況等が異なっているため、都道府県又は市町村がそれぞれの程度の補助金を公立大学に支出しているのか、そのトレンドを把握することができる。しかし、「都道府県・市町村」又は「地方公共団体」に変更した場合、補助金の総額については把握できるが、「都道府県」・「市町村」別に、経年比較が行えなくなることやトレンドの把握ができなくなるなどの問題が生じる。

このため、当省としては、都道府県と市町村は別々に把握したい。

③御指摘の地方教育費調査の調査対象には、大学が含まれていないため、当該調査からの情報を用いることはできない。

### (5) 卒業後の状況調査票（特別支援学校 中学部）（様式第28号）

○「5 状況別卒業生数」欄に就労系支援事業利用者を追加

(論点)

- ① 特別支援学校では、その卒業生であり、かつ障害者支援施設（注2参照）等に入所した者について、就労系支援事業を利用しているか否かを十分に把握しているのか。
- ② 就労系支援事業の利用状況について、関係市町村では把握されていないのか。把握されている場合、関係市町村から行政記録情報等の提供を受けることで代替することはできないか。

(回答)

特別支援学校では、個々の生徒の進路指導等を通じ、卒業後の進路状況の実態把握を行っ

ており、就労系支援事業の利用状況についても十分に把握している。

また、関係市町村における特別支援学校の設置状況や就労系支援事業の利用状況については、それぞれの市町村で状況が異なるため、統一的な行政記録情報の存在を前提とした情報を得ることは困難である。

(論点)

- ③ 就労系支援事業利用者数に関する調査結果については、具体的にどのように利活用される予定なのか。

(回答)

文部科学省では、特別支援学校において各種の職業教育・就労支援を実施しており、今回の調査項目の変更により、特別支援学校卒業者の就労状況をより正確に把握することができるため、今後の雇用環境改善等の基礎資料に活用するなど、障害者雇用対策の一層の改善に資するものとなる。

(論点)

- ④ 就労系支援事業には、通常の雇用契約に基づく就労が可能な障害者が利用する「就労継続支援（A型）」や通常の雇用契約に基づく就労が困難な障害者が利用する「就労継続支援（B型）」など、事業により利用可能な障害者の障害の程度が異なるものがある（下記参考参照）が、こうした点を勘案せず、就業系支援事業利用者全体の数のみを把握しても、調査結果の利活用上、支障がないのか。

(回答)

「就労継続支援（A型）」と「就労継続支援（B型）」については、障害の状態によって、変動することがあり得ることから、学校基本調査としては、現時点においては、全体の数のみを把握すればよいと考えており、各種諸施策を企画する上で調査結果の利活用上は支障はない。よって、今回は対応しないこととしたい。

## 4 集計事項の変更等

### (1) 調査事項の変更等に伴う変更

(論点)

各調査票による調査結果で作成される集計表について、特に以下の観点からの検討が必要である。

- ① 学校調査票（幼保連携型認定こども園）の新設に伴い、新たに作成される集計表の表章（様式）はどのようなものか。新幼保こども園の実態を把握する上で十分なものとなっているか。また、学校教育行政及び保育行政の上で必要な幼稚園及び保育所との比較が可能なものとなっているか。
- ② 既存調査票の調査事項の変更に伴い、当該変更に関係する集計表の表章（様式）は具体的にどのように変更されるのか。統計の有用性の向上の観点から、表章を見直す余地はないか。また、当該変更によりこれまで作成されてきた集計表の一部が削除される場合、時系列の確保の観点から問題はないか。

(回答)

- ①幼保連携型認定こども園に係る集計表については、幼稚園の集計表を基にして作成するこ

ととしているため、学校教育行政上必要な幼稚園の集計との比較が可能となっている。

なお、保育所との比較については、学校基本調査と社会福祉施設等調査とでは調査時点や調査項目の定義の違いによる差違が生じるものの、職員数や在園児数といった基礎的な統計情報について比較が可能であると考えます。

②「学部別 高校卒業年別 入学志願者数」及び「学部別 高校卒業年別 入学者数」等の集計表については削除するが、それに代えて「関係学科別入学志願者数」及び「年齢別入学者数」等を集計することとしている。

このため、これまでと同レベルの時系列比較はできなくなるが、高校卒業年別入学者数などは、年齢別入学者数から推測することができ、おおむねの傾向は把握できる。

また、今回の調査項目の変更により、関係学科別の入学者数と入学志願者数の比較分析が行えるようになることや年齢別入学者数により社会人の入学状況が推計できるようになるなど、今後の教育行政上必要なデータが得られる。

## (2) 地方公共団体の行政ニーズに対応した統計表の新設に伴う変更

### (確認事項)

当該集計表について市町村別表章によるものを作成した場合、人口規模の小さな市町村においては報告者(学校)が特定されるおそれがあるが、報告者が特定されることを防ぐためにどのような措置を取ることとしているか。

### (回答)

御指摘のとおり、市町村別に表章した場合において人口規模の小さな市町村においては報告者(学校)が特定される可能性はある。

このため、報告者(学校)が特定され、当該学校の在学者等に不利益がある場合には非公開や秘匿措置を講じるなど慎重に進めたい。

## 6 平成24年調査の実施に係る調査計画の変更（軽微変更）時の「今後の課題」への対応状況

(論点)

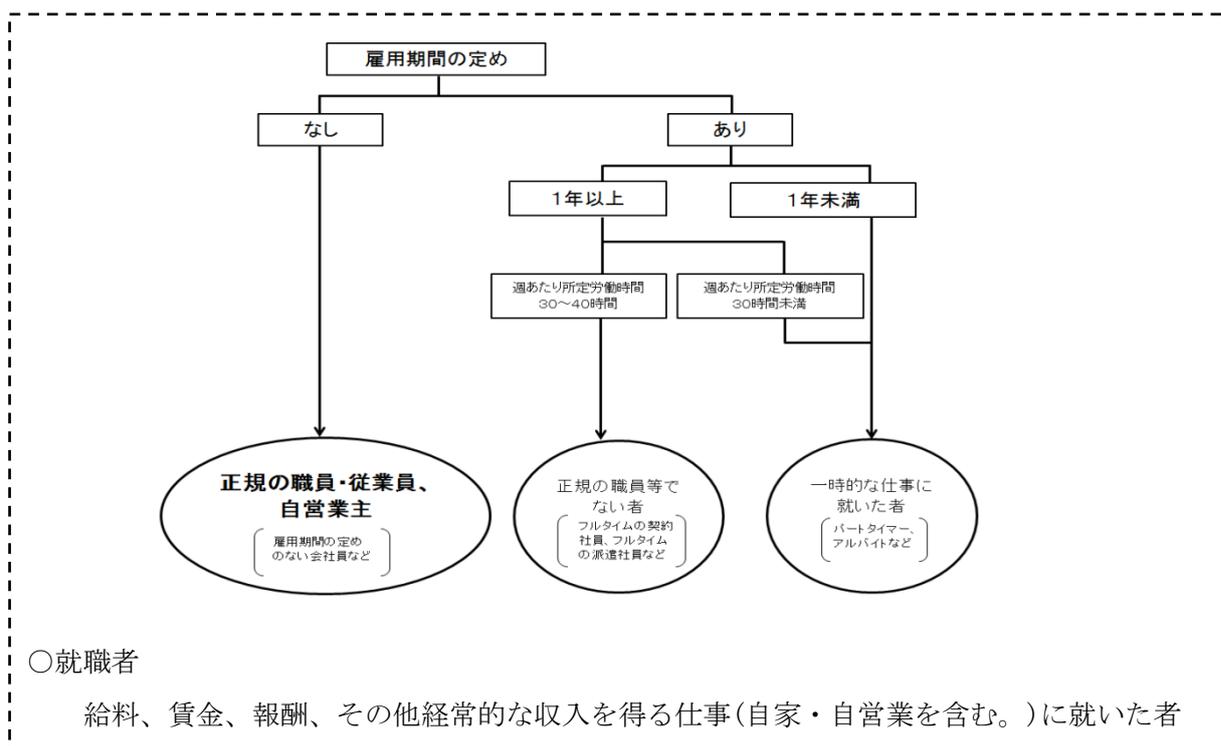
- ① 今回、「就職者」の分割により新たに設定することとしている「正規の職員・従業員、自営業主等」及び「正規の職員等でない者」の定義はどのようなものか。  
当該定義はどのような考え方で設定されたのか。他の統計との比較等を行う際に、当該定義は有用なものとなっているか。また、報告者は卒業者の就業状況について正確に把握しているのか。
- ② 従来、高等学校等の卒業後に大学等へ進学した者について、就職した場合には進学先等別に就職者数を把握していたが、今回の変更により進学先等別の把握はできなくなる。特に問題はないのか。
- ③ 中学校の卒業生についてのみ就職者に関し正規・非正規別の把握を行わないことについて、他の学校種を卒業した就職者との比較、若年者雇用の推進方策の検討等の上で問題は生じないのか。中学校を卒業した就職者の場合、人数は少数であるとしても、他の学校種を卒業した就職者に比べて非正規雇用者になりやすい等の問題は無いのか。

(回答)

①

1. 「就職者」の内訳把握については、平成24年度調査における大学、短期大学、高等専門学校卒業後の状況調査から実施したところであり、27年度から実施する高等学校等についても大学等の定義と同様にしている。なお、現行の大学等の正規・非正規の職員等の把握に当たっては、各大学等あての通知の発出や説明会での説明などを通じて、当該調査項目の正確な数値の把握に努めるよう要請しているところである。今回変更する高等学校等に対しても都道府県・市町村統計主管課を通じて同様の対応をすることとしたい。

なお、定義は、下記のとおり。



○正規の職員・従業員、自営業主等

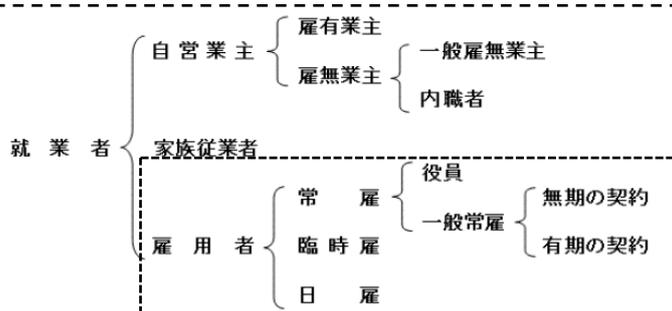
- ・正規の職員・従業員：雇用の期間の定めのないものとして就職した者
- ・自営業主等：個人経営の事業を営んでいる者、家族の営む事業に継続的に本業として従事する者

○正規の職員等でない者（雇用契約が1年以上かつフルタイム勤務相当の者）

雇用の期間が1年以上で期間の定めのある者であり、かつ1週間の所定の労働時間が概ね30～40時間程度の者

2. また、本調査事項に係る定義は、総務省が実施する「労働力調査」の雇用契約期間による区分の考え方を踏襲しており、他の統計調査との比較も行えるものである。

なお、労働力調査の定義は、下記のとおり。



○一般常雇：1年を超える又は雇用期間を定めない契約で雇われている者で「役員」以外の者

- ・無期の契約：「一般常雇」のうち、雇用契約期間の定めがないもの（定年までの場合を含む。）
- ・有期の契約：「一般常雇」のうち、雇用契約期間が1年を超えるもの

○臨時雇：1か月以上1年以内の期間を定めて雇われている者

○日雇：日々又は月末満の契約で雇われている者

② これまで進学先別に、進学しかつ就職した者（以下「進学就職者」という。）の人数を把握してきたところであるが、今回の変更で、「就職者」欄を正規・非正規に分けることから、進学就職者についても正規・非正規別に調査するよう区分を統一したものである。

進学就職者数については、平成25年度調査においても高等学校の卒業者のうち1,000人程度と少なく、現時点においては、これを進学先別に正規・非正規に区分して調査する必要はない。

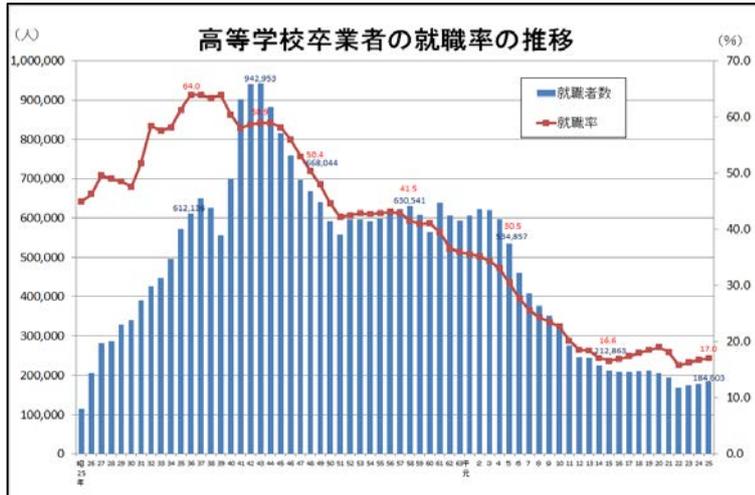
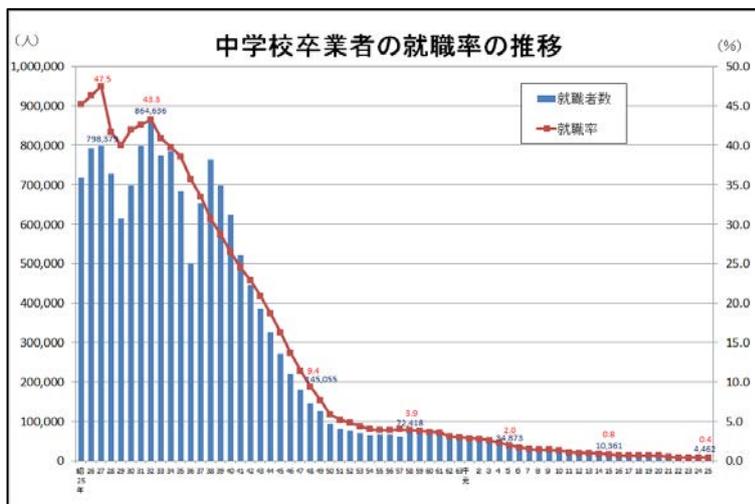
なお、既に平成24年度から、就職者の正規・非正規の調査を行っている大学の卒業後の状況調査票の区分と同様としている。

③ 近年、中学校卒業者のうち就職した者の割合については、実数・割合ともに減少し、平成25年では0.4%（約4,500人）であり、継続的に減ってきている。これは、高等学校卒業者のうち就職した者の割合である17.0%（約185,000人）と比較するとごく少数である。（1中学校当たり約0.41人）

御指摘のとおり、若年者雇用の現状を鑑みると、正規・非正規別に把握することは重要なことと認識しているが、減少傾向にある中学校卒業者の就職者数についてさらに調査項目を細分化することは、報告者負担が高くなることから、現場の報告者から理解されづらいと考

える。

このため、当分の間は当該数値の動向を注視しつつ、中学校における正規・非正規別の把握状況の調査(例：アンケート調査の実施)なども検討することとしたい。



## II 基幹統計の指定の変更（名称の変更）

（論点）

基幹統計調査は、公的統計の中核をなす「基幹統計」を作成するために行われる重要な統計調査であるため、報告者に対して報告義務を課しており、また、調査の結果は当該基幹統計の全部又は一部として公表される。

こうしたことから、学校基本調査の結果により作成される基幹統計の名称については、紛れが生じないよう適切な名称とすべきであり、既存の基幹統計の名称との関係や、報告者及び利用者への分かりやすさを踏まえ検討する必要がある。

こうした点を踏まえ、当該名称として「学校基本統計」といった名称はどうか。

（回答）当省としては、新統計法の趣旨を踏まえ、基幹統計の名称を「学校基本統計」とすることとしたい。